

第199回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：平成31年2月14日(木)13:00～13:30

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

議題：

- (1) 電力広域的運営推進機関の2019年度予算・事業計画の認可について
- (2) 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について
- (3) 特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の認可について

○八田委員長 ただいまから、第199回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いします。

○都築総務課長 第2部の2つの議題については、個社情報を取り扱うことから、これら議事について委員会として必要と判断された場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。

また、会議資料につきましては、情報公開請求された場合には、その対応につき改めてご相談をすることとしたいと思います。

以上、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長 今の非公開開催に関しては、ご異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)は、「電力広域的運営推進機関(OCCO)の2019年度予算・事業計画の認可について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 資料は3ページ、資料3でございます。「電力広域的運営

推進機関の2019年度予算及び事業計画について」でございます。

これにつきましては、広域機関で案を作成する段階から、当方も相談を受けて調整をしてきたものでございまして、各委員とも相談をしながら事務局で精査をしまして、予算の中で必要性が低いと考えられるようなところについて意見をいうなどの調整を行ってきたものでございます。

今回、3月1日付けで広域機関から正式に、2019年度の予算及び事業計画につきまして、大臣宛てに認可申請がございまして、8日付けで当委員会宛てに見解が求められたところでございます。

その内容につきましては、少し飛びますが、13ページをごらんいただけますでしょうか。13ページが、2019年度の予算案の概要でございます。

支出の合計額は100億9,200万でございまして、前年度と比べて約10億円の増となっております。内訳は、その下でございまして、人件費が約19億、それから固定資産関係費が約48億、そして運営費が約30億となっております。前年度と比べますと、主にシステム、ソフトウェアの開発、それから、システムの保守管理というところがふえてございます。このシステム関係は、内容としては書いてございませんが、間接送電権、それから容量市場、あるいは需給調整市場といたしました今後の制度改正への対応というのが主な内容となっております。

事業計画については、その次の14ページからでございます。特に来年度注力していく部分についてご説明いたしますと、まず、15ページでございまして、(2)の「容量市場の導入に向けた検討」というところでございます。引き続き詳細制度設計や導入時期等に関する検討を進め、運営体制を整備するという点。

それから、その次の4.については、16ページの(2)の「広域系統整備計画」、16ページの上のほうでございまして、その真ん中あたりに、個別案件として北海道、本州間連系設備については、国の要請に基づき新北本連系設備整備後のさらなる増強の具体化、及び現在の北本連系線の自励式への転換の是非について検討を行うとされてございます。

それから、その下、16ページの一番下、「地域間連系線の管理」というところにつきましては、その次のページ、17ページの上になりますが、間接送電権市場での取り引きを円滑に進めるべく関連する新システムを着実に運用、改良する。

そして、システム関係については、18ページの(11)でございまして、「システム開

発の円滑な実施」というところで、「容量市場システムにおいて一次開発システムの開発を着実に進める。」

それから、「広域機関システム開発では、間接送電権等の運用、改良、それから需給調整市場に向けた開発について着実に工程を進める」などとなっております。

これらが、来年度から強化をする主な部分でございます。

今ご説明しました予算及び事業計画が、今回正式に申請されたということでございまして、改めて事務局で審査を行いました。

結果は、戻っていただいて恐縮でございますが、PDFの4ページに事務局で審査した表をつけてございます。事前に調整をしていただいた内容は全て反映をされておりますし、また審査項目に照らしても、いずれも適正であるということを確認しております。

それで、①～⑥で、それぞれの項目について審査結果を記載してございます。

結論といたしまして、この予算及び事業計画につきまして、認可することに異存はないという旨を8ページの案のとおり大臣に回答したいと考えてございます。

ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、北本委員。

○北本委員　説明ありがとうございました。

予算案の方針について承知したのですが、今後、先ほどの18ページの11番に書いてありましたように、「システム開発の円滑な実施」というところで、内部統制、組織体制、業務プロセスの強化というところに関連しまして、システムの投資については、当初に金額が固まりまして、そこが決まってしまうと、年度では金額が固定されてきますので、当初の年初予算、当初予算の金額に対しての与実管理を、年度ではなく全体で常にみていていただきたい。ITについては、多分ふぐあい等の発生により追加工数の発生することもあるかと思いますので、そのあたりの金額の決定についても、内部統制を強化していただきたいというふうにお伝えください。

以上です。

○八田委員長　今のは、年度ごとではなくて、最初からある程度の期間にわたって計画を立てて、その中に年度の位置づけを、ということですか。

○北本委員　　そうですね。やはり一度契約を決めますと、あとは減価償却という形で費用が決まりますので、最初、どこまでをどうしていくか、それで、多分必要に応じて開発の変更等もあるかもしれませんが、そのときには、また総額を把握して、その金額の妥当性を管理していく。結局トータルで幾らかかったのか、それが予算と実績とどう乖離したかしないのかというところをみていくと、次の予算管理にも効いてくると思います。

○八田委員長　　なるほど、そうすると、そういう場合には、ある程度予期しないような支出があったときには、どこかで吸収しろよということを前もって決めておくんですか。

○北本委員　　そこは、想定外の事実があった場合には、追加等の要請はあるかと思いますが、それも含めての全体の把握というのが必要だと思います。

○八田委員長　　なるほど、ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

これは、方針についての……例えばシステムで容量市場とか需給調整とか、あともう一つありましたね。その、それぞれにかかわっている内訳みたいなものの大体のパーセンテージというのはわかりますか。

○恒藤NW事業監視課長　　内訳でございますか……

○八田委員長　　それはまた、委員会が終ってからでもいいのですが、お願いします。

○恒藤NW事業監視課長　　はい。

○八田委員長　　需給調整市場のところに、まあ完全に中身は決まっているわけではないわけですね。大体どのぐらいのところがかかるのかというのは、ちょっと知りたいなと思ひまして。

○恒藤NW事業監視課長　　はい。

○八田委員長　　それでは、後でお願いします。

あと、ほかにご意見ありませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今事務局からご説明があったとおり認可することに異存がない旨、回答してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題（２）「電力広域的運営推進機関（OCCO）の業務規程及び送配電業務指針の変更の認可について」、これも恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 資料は、PDFの22ページ、資料4でございます。

3月1日付けで広域機関から広域機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更をしたい旨、大臣宛てに申請がございまして、8日付けで当方に意見の求めが来ております。

変更の内容は、その下2. から書いてある、主に3点でございます。いずれも資源エネルギー庁の審議会等で制度変更等が決められた事項を実施するための変更でございます。

まず（1）でございますが、「送電線の系統容量の開放に関するルールの変更」というものでございまして、これは、現行ルールでは、その容量は接続契約申し込みの受付時点をもって暫定的に確保されるということになっているわけでございますが、その契約申込み後に実際の契約に至らない、あるいは工事費負担金が払われないということで長期間にわたって実際の発電が開始されないというケースが間々ございます。こういう場合に、その容量を暫定的に確保しているままになりますと、次に来た人が使えないということもあり得ますので、こういうケースには容量の取り消しをするというようなことを明確化するということでございます。

それから2点目（2）は、間接送電権をこの4月から導入するというに伴う変更でございまして、広域機関と、それから卸電力取引所との間の通知を業務追加するという内容でございます。

それから（3）は、発電設備等の情報掲示板を新しく広域機関が実施をするという内容のものでございます。

それぞれ規程の変更内容を少し詳しくご説明いたしますと、少し飛んで30ページでございます。30ページが1点目の改正でございますが、送配電等業務指針の97条の規定に、系統連系希望者が1カ月を超えて工事費負担金契約を締結しない場合などにおいては、送電容量を取り消すということを明記するという改正でございます。

それから2点目は、また3ページほど飛んで34ページでございます。34ページでございますが、これは間接送電権導入に伴うものでございますが、この制度の運用に当たっては、どれだけの量を発行できるかということ、連系線を管理する広域機関がJEPXに通知をする必要がございます。その業務規程にそういう通知をするという

ことを書き込む改正でございます。

それから3点目が、40ページでございます。発電設備等の有効利用を図るためにウェブサイトにおいて情報提供をする掲示板を設けるという規定を業務規程に追加するというものでございます。

それ以外、業務の明確化などの幾つか細かい改正も今回入っております。それについては、資料の45ページ以降に記載されてございます。

変更内容は以上のおりでございますが、これについても、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されますので、資料では51と52についております案のおり大臣宛てに認可することに異存はないという旨の回答をしたいと考えてございます。

ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今の事務局からの説明のおり大臣に対して異存ない旨回答してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異存がございませんでしたので、案のおりに回答することにいたします。

それでは議題(3)の「特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の認可について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、お手元の資料5、PDFでいうと65/84を開いていただければと思います。

「趣旨」といたしましては、平成28年の熊本での地震を受けて災害救助法の適用地域において、被災した電気の需要家に対する特別措置というものが講じられておりますが、一部の特別措置につきまして、実施期間の延長の認可申請がまいてしております。これに対して、経済産業大臣から意見の求めがあったというものでございます。

「ポイント」のところですが、現在適用されている災害救助法が適用された市町村等の需要家に対する災害特別措置につきましては、本年の4月末までの期間ということになっております。

他方で、被災された電気の需要家の中で、仮設住宅に入居されている方の自宅再建

が、まだ遅れている部分もあるということがございまして、これに対応するような形で臨時工事費であるとか工事費負担金であるとかにつきまして、その適用期間を延長したいということでございます。

それで、2月26日に九州電力から特別措置の認可等の申請がありまして、3月12日に、後ろに資料5-1、5-2というのが添付されておりますが、例えば特定小売約款につきましては67/84、託送供給等約款につきましては76/84にて、経済産業大臣からの意見の求めがございました。

これに対応するような形で、我々委員会として当該認可を行うことに異論がない旨回答したいというもので、具体的な文案としては66/84、それから75/84、資料5-1、5-2の一番最初のページですけれども、そちらに基づいて経済産業大臣に回答したいというものでございます。

その下の部分に災害特別措置の内容ということで、ここでは臨時工事費の免除というのを例で書かせていただいておりますが、それについて記載をしております。

なお、対象地域ですが、熊本県の全市町村、それから福岡、大分、宮崎、鹿児島の、ここに記載の市町村となっております。

以上、ご審議をいただければと思います。

○八田委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局からの説明のとおり、経産大臣に対して異存がない旨回答してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異存がございませんので、案のとおり回答することにいたしたいと思います。

それでは、ほかに何かありますか。

○都築総務課長　第2部でございますが、準備が整い次第開催したいと思います。以降の議題につきましては、非公開となりますので、一般傍聴者の皆様方におかれては、ここでご退室をいただければと思います。

○八田委員長　それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

――了――